

道路貨物運送業における 労働災害の現状



令和8年9月

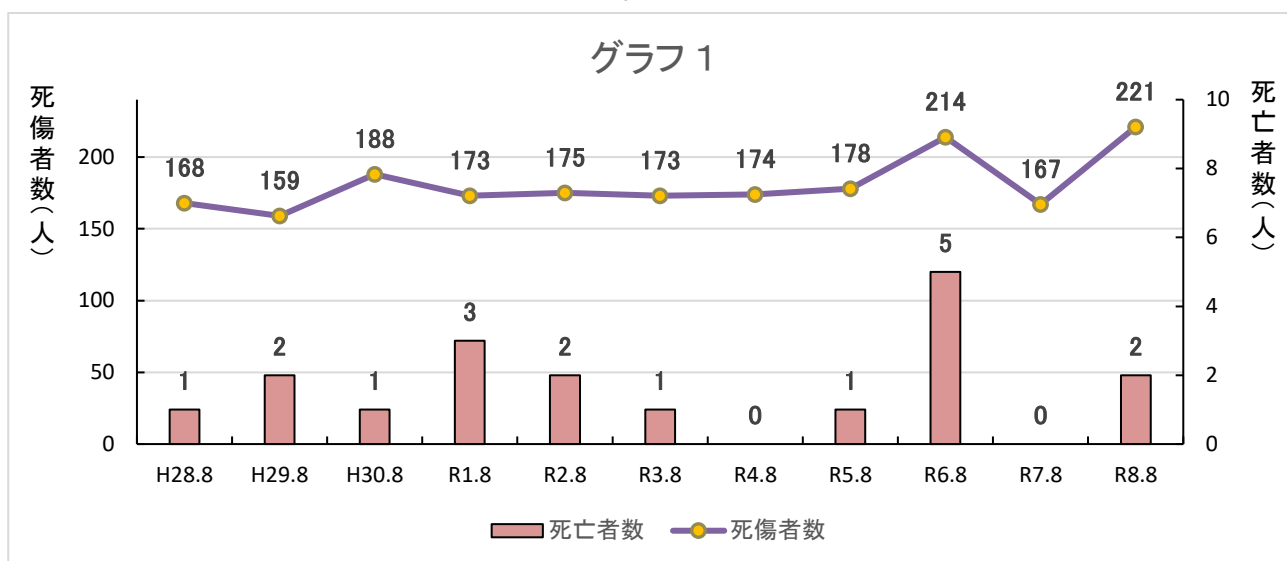


厚生労働省

群馬労働局

【道路貨物運送業における毎年 8 月末現在の労働災害発生状況】

グラフ 1 は、群馬県内の道路貨物運送業で発生した休業 4 日以上労働災害の発生状況を 8 月末現在で取りまとめたものです。

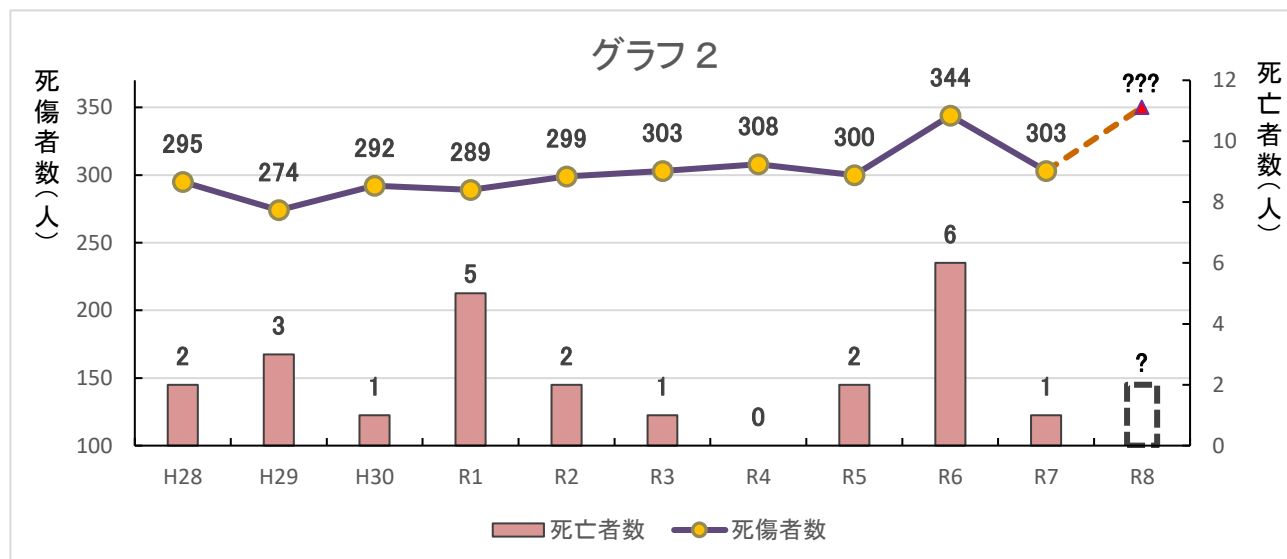


過去、最も多く発生したのは、平成13年の年間364人（内死亡 3 人）、8 月末で219人となっています。

令和 8 年は、これを上回っており、このままのペースで行くと、年間の被災者数は過去最多に達する状況です。

【道路貨物運送業における年間の労働災害発生状況】

グラフ 2 は、1 年間に発生した道路貨物運送業の労働災害発生状況を取りまとめたものです。

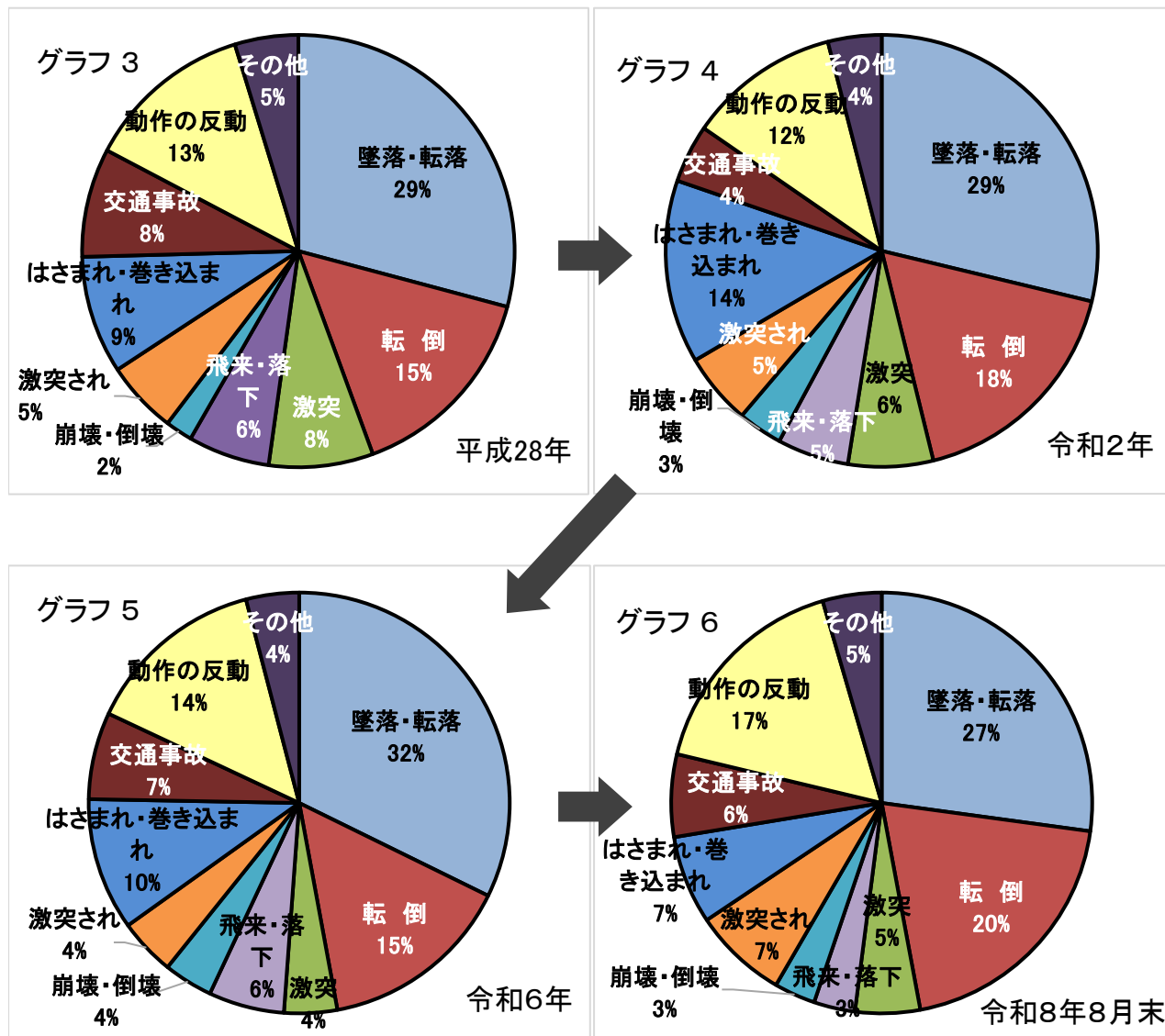


道路貨物運送業の労働災害は、平成29年以降、増加傾向を示し令和 3 年以降は年間の死傷者数が300人を超える状況が続いています。死亡災害は、令和 4 年に関係者のご尽力によりゼロとなりましたが、10年間の平均では年間2.6人が亡くなっています。

各事業場におかれては、今一度、安全衛生管理体制の再点検と、基本的な安全行動の徹底、荷主等に向けた労働災害防止への協力要請等を行うなど、労使協力して安全衛生活動の実践をお願いいたします。

【道路貨物運送業における労働災害の詳細】

グラフ3～6は、道路貨物運送業で発生した休業4日以上労働災害を事故の型別に分類したものです。事故の型とは、傷病を受ける「もと」となった起因物が関係した現象を言います。グラフは、平成28年、令和2年、令和6年の4年ごとと、令和8年分として、8月末までの統計値を円グラフで示めています。



「墜落・転落」の割合は3割程度と最も多く発生している事故の型です。トラックの荷台や運転席、プラットホームから多くの人々が落ちています。

「転倒」と「動作の反動」は増加傾向にあります。「動作の反動」には、「無理な動作」による災害も含まれます。「動作の反動」では重い物を持ち上げてぎっくりさせたように身体の動き、不自然な姿勢、動作の反動などが起因して筋をちがえる、くじき、ぎっくり腰などが該当します。

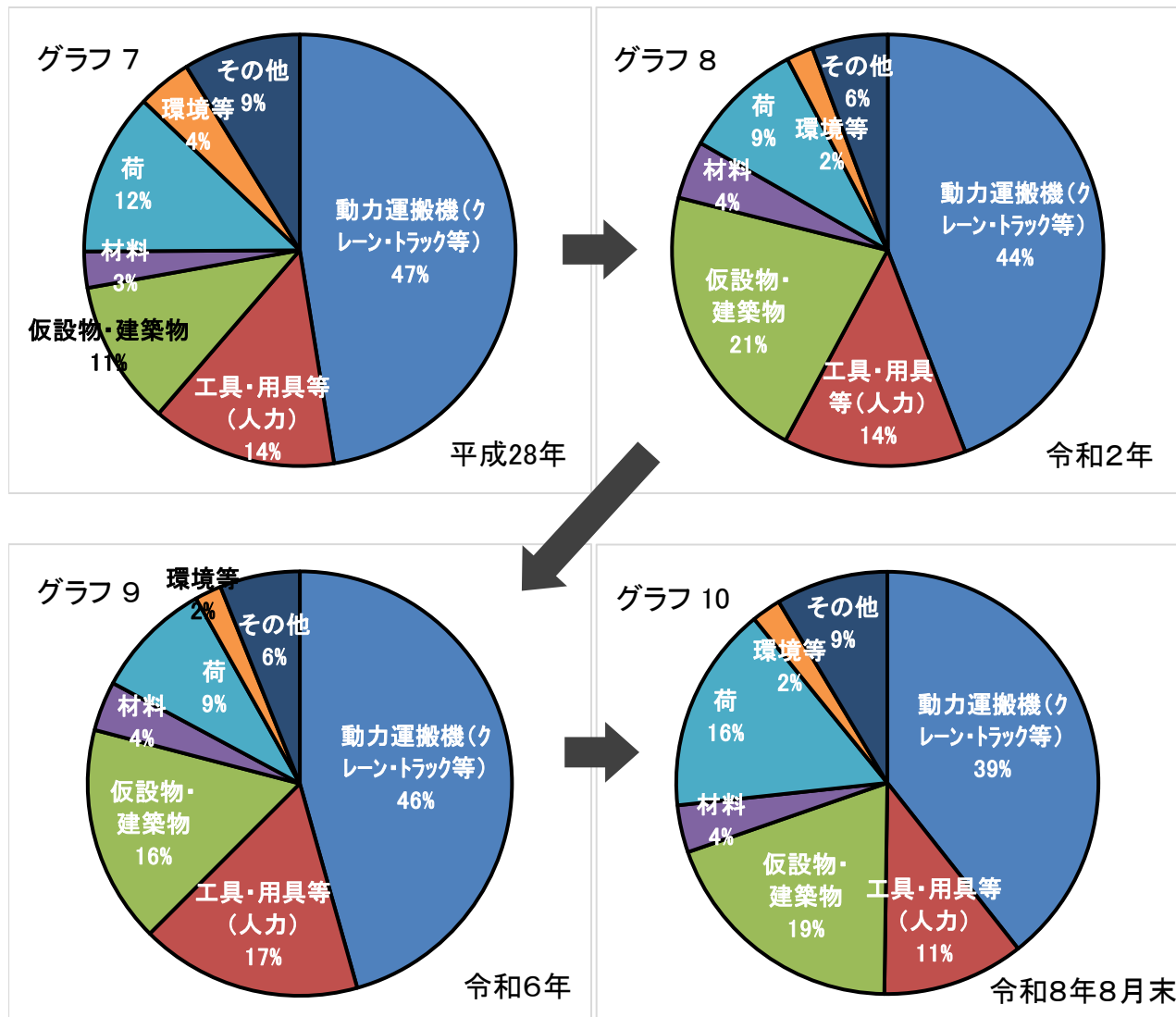
転倒や腰痛など、行動に伴う災害を「行動災害」と称していますが、労働者の高年齢化、未熟練者の増加などによって、増加傾向にあります。

道路貨物運送業では、一人作業となることが多いことから、一人でも安全を最優先した安全行動を励行しましょう！

【道路貨物運送業における労働災害の詳細】

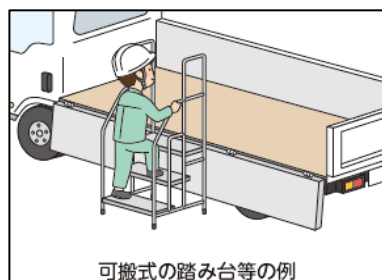
グラフ7～10は、道路貨物運送業で発生した休業4日以上労働災害を起因物別に分類したものです。起因物とは、災害をもたらす「もと」となったものを言います。

「動力運搬機」が占める割合が減少傾向にあります。反対に「仮設物・建築物」に増加傾向が見て取れます。



「起因物」と「事故の型」の関係性から見ると、①トラック等からの墜落、②車止め等に躓いて転倒、③荷の取扱中に腰部等を捻挫、などが多く発生しています。

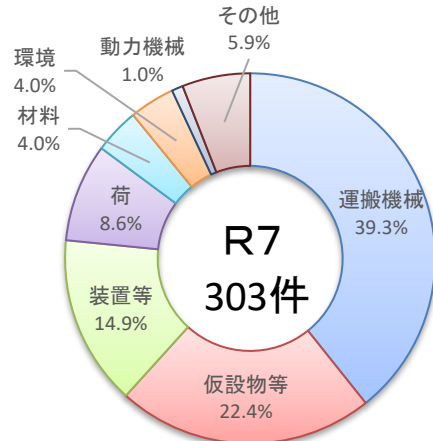
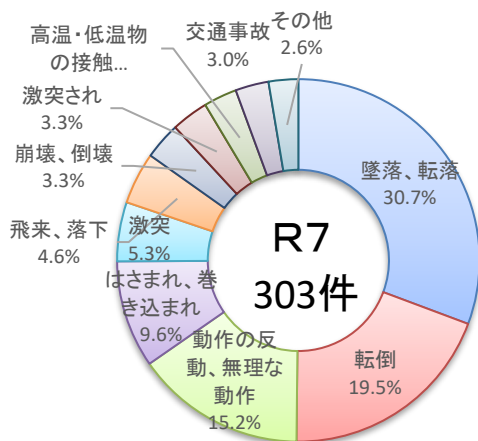
トラック荷台からの墜落では、令和5年10月1日から「昇降設備設置義務の対象となる貨物自動車」が最大積載量2トン以上となった」ことなどから、昇降設備の重要性の認識が高まり、動力運搬機からの墜落災害は減少傾向にあると考えられます。



【道路貨物運送業における労働災害の詳細】

R 7 起因物・事故の型別（全体）

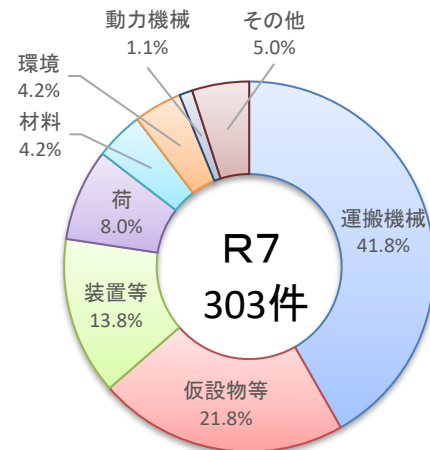
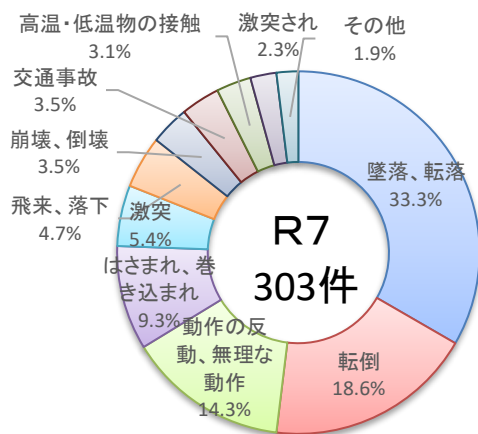
	墜落、転落	転倒	動作、無理な動作、無理な動作	巻き込まれ、はさまれ	激突	飛来、落下	崩壊、倒壊	激突され	高温・低温物の接触	交通事故	その他	総計
運搬機械	74	4	5	15	6		1	5		9		119
仮設物等	9	44	7	3	5							68
装置等	5	2	8	8	3	8	5	5			1	45
荷	1	2	16		2	3	2					26
材料	1	1	2	1		3	2				2	12
環境	1	1							9		1	12
動力機械		1		1							1	3
その他	2	4	8	1							3	18
総計	93	59	46	29	16	14	10	10	9	9	8	303



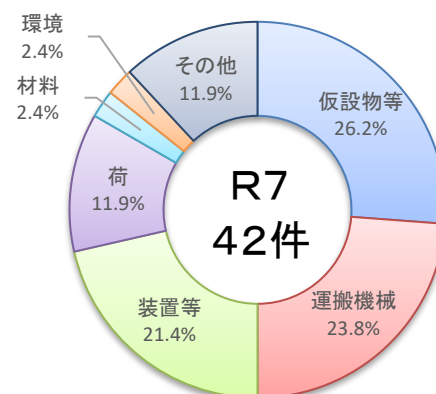
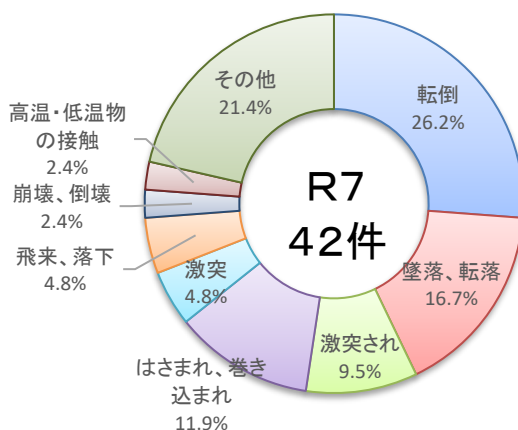
分類	説明
動力機械	原動機 蒸気機関、内燃機関、水車等 動力伝導機構 回転軸、ベルト、チェーン、歯車、クラッチ、変速機等 木材加工用機械 丸のこ盤、帯のこ盤、かんな盤、チェーンソー、ベニヤ製造機械等 建設機械等 整地・運搬・積込み用機械（ブルドーザー、トラクター・ショベル等）、掘削用機械（パワー・ショベル、クラムシェル等）、基礎工事用機械（くい打ち機、くい抜き機等）、締固め用機械（ロードローラー等）、解体用機械（ブレーカー等）、高所作業車、コンクリート打設用機械、道路維持除雪機械等 金属加工用機械 旋盤、ボール盤、フライス盤、研削盤、バフ盤、プレス機械、鍛圧ハンマ、紙のさい断機等 一般動力機械 遠心機械（遠心分離器等）、混合機（かき混ぜ機等）、粉碎機、ロール機、射出成形機、食品加工用機械、印刷用機械、産業用ロボット、農業用機械、ファン等
運搬機械	動力クレーン等 クレーン、移動式クレーン、エレベーター、リフト、揚貨装置、ゴンドラ、機械集材装置、ホイス、ウインチ等 動力運搬機 トラック、フォークリフト、軌道装置、コンベア、不整地運搬車等 乗用車、バス、鉄道車両、航空機、船舶等
装置等	圧力容器 ボイラー、圧力容器（加熱器、反応器等）、酸素ボンベ等 ○事故の型との関係：ボイラー点火時の逆火及び煙道ガス爆発の起因物はここに分類する。 化学設備 圧力容器に該当しない反応器、貯蔵タンク等 溶接装置 ガス溶接装置、アーク溶接装置等 炉窯等 高炉、電熱炉、乾燥室、原子炉等 電気設備 送配電線、電力設備（変圧器、コンデンサー等）、照明設備等 チェーンブロック、手巻きウインチ、ねこ車、自転車、ハンマ、スパナ等 用具 はしご、脚立、玉掛用具、万力等 その他の装置 その他の装置、設備（冷凍設備等）
仮設物等	仮設物等 足場、階段、開口部、屋根、はり、作業床、通路、建築物、構築物等
材料	危険物、有害物等 爆発性の物、引火性の物、可燃性のガス、有害物、放射線等 材料 ねじ、釘、木材、竹材、石、砂、砂利等
荷	荷 荷姿のもの、コンテナ、ドラム缶等
環境	環境等 地山、岩石、立木、川、騒音環境、高温・低温環境等
その他	その他の起因物 その他の起因物 起因物なし 起因物なし

R 7 起因物・事故の型別（男女別）

男性	墜落、転落	転倒	動作の反動、無理な動作	巻き込まれ、はさまれ	激突	飛来、落下	崩壊、倒壊	交通事故	高温・低温物の接触	激突され	その他	総計
運搬機械	69	4	4	13	6		1	9		3		109
仮設物等	8	36	6	3	4							57
装置等	5	2	6	6	3	6	4			3	1	36
荷		2	13		1	3	2					21
材料	1	1	2			3	2				2	11
環境	1	1							8		1	11
動力機械		1		1							1	3
その他	2	1	6	1								13
総計	86	48	37	24	14	12	9	9	8	6	5	261



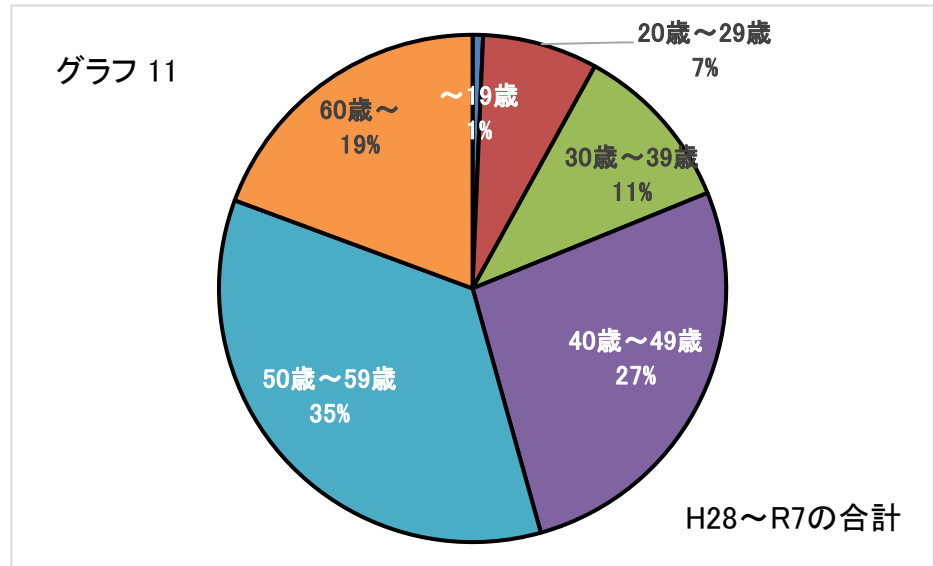
女性	転倒	墜落、転落	激突され	巻き込まれ、はさまれ	激突	飛来、落下	崩壊、倒壊	高温・低温物の接触	その他	総計
仮設物等	8	1			1				1	11
運搬機械		5	2	2					1	10
装置等			2	2		2	1		2	9
荷		1			1				3	5
材料				1						1
環境								1		1
その他	3								2	5
総計	11	7	4	5	2	2	1	1	9	42



【道路貨物運送業における労働災害の詳細】

グラフ11は、平成28年～令和7年までに道路貨物運送業で発生した休業4日以上労働災害3,007人を年齢別に分類し、グラフ化したものです。

60歳以上は、労働者数が減ることから減少していますが、年齢が高くなるにつれ、発生割合が高くなっています。

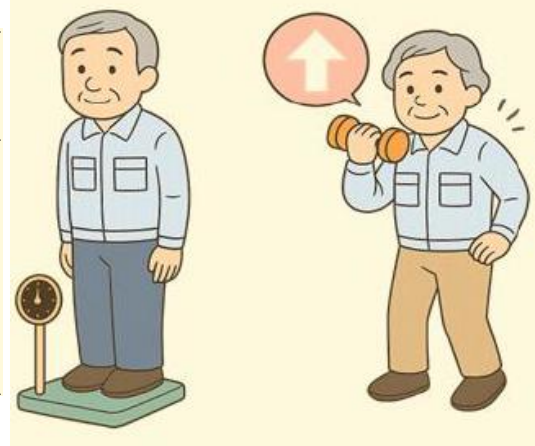


	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
年齢別合計	③ 295	③ 274	① 292	⑤ 289	② 299	① 303	308	② 300	⑥ 344	① 303
～19歳	2	0	1	1	4	2	4	2	2	2
20歳～29歳	23	20	18	21	27	① 22	27	21	21	21
30歳～39歳	① 39	39	29	① 36	24	32	37	21	36	33
40歳～49歳	110	① 87	89	93	① 80	71	63	② 67	② 87	① 59
50歳～59歳	① 79	② 79	① 105	③ 87	① 104	119	112	115	④ 127	125
60歳～	42	49	50	① 51	60	57	65	74	71	63

ポイント!

身体機能の低下は20～30代から始まる場合があるため、体力チェックは青年、壮年期から開始することが望ましいです。また、体力チェックが高負荷になりすぎないように十分配慮します。例えば以下のようなツールを活用することができます。

転倒等リスク評価 セルフチェック表  厚生労働省	全身持久力の 評価方法  労働安全衛生総合研究所
---	---



令和 8 年 労働者死傷病報告受理件数表

令和 8 年 8 月 末 現 在

群 馬 労 働 局

業種別	署別	高崎	前橋	桐生	太田	沼田	藤岡	中之条	群馬局計	前年同期	増減
製 造 業		77	182	36	155	14	23	9	496	3 443	-3 53
食料品製造業		23	61	5	31	9	5		134	123	11
建 設 業		20	1 48	9	21	7	5	6	1 116	1 110	1 6
木造家屋等 建築工事業		4	8		1		1	1	15	14	1
運 輸 交 通 業		36	2 119	10	61	5	4	1	2 236	1 177	1 59
道路貨物運送業		27	2 117	10	57	5	4	1	2 221	2 167	2 54
林 業		3		3		1	1	1	9	1 4	-1 5
小 売 業		43	65	13	1 40	5	6	3	1 175	1 173	1 2
社会福祉施設		36	53	9	19	6	5	1	129	113	16
接 客 娛 楽 業		19	35	4	14	12	5	20	109	1 96	-1 13
飲 食 店		11	14	1	10	3		1	40	39	1
上記以外の事業		1 71	154	24	83	14	11	9	1 366	1 332	34
清掃・と畜業		8	32	4	22		1	1	68	59	9
計		1 305	3 656	108	1 393	64	60	50	5 1,636	7 1,448	-2 188
前 年 同 期		1 281	3 593	87	1 307	2 76	61	43	7 1,448		
増 減		24	63	21	86	-2 -12	-1	7	-2 188		

災害の種類別

災害の種類別・署別	高崎	前橋	桐生	太田	沼田	藤岡	中之条	群馬局計	前年同期	増減
墜落・転落	1 42	94	19	60	10	4	9	1 238	3 203	-2 35
転 倒	99	171	35	104	22	19	18	468	416	52
はさまれ・ 巻き込まれ	31	1 73	22	51	4	7	5	1 193	1 170	1 23
切れ・こすれ	16	34	3	10	4	2	3	72	92	-20
動作の反動・ 無理な動作	55	123	17	66	8	10	7	286	219	67
起 因 物 別										
建 設 機 械 等	1	3		1	1	1		7	20	-13
食品加工用機械	4	14	1	5	2	2		28	24	4
ト ラ ッ ク	23	3 51	4	29	4	1	2	3 114	3 91	3 23
外 国 人 の 災 害	16	49	3	58	9	5	9	149	145	4
高 年 齢 者 の 災 害	92	200	42	99	26	25	15	499	3 423	-3 76

注 1 この表は、死亡及び休業 4 日以上労働者死傷病報告を集計しています。

2 各項目の下欄は死傷者数合計、上欄は死亡者数で下欄の数の内数です。

3 下の表は災害の種類別で、特に項目を設定して集計しています。高年齢者とは 60 歳以上の高年齢労働者を言います。

4 新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除いたもの。

令和7年 労働者死傷病報告受理件数表

令和7年8月末現在

群馬労働局

業種別	署別	高崎	前橋	桐生	太田	沼田	藤岡	中之条	群馬局計	前年同期	増減
製 造 業		76	2 161	28	134	14	27	3	2 443	1 481	1 -38
食料品製造業		25	62	6	21	4	5		123	155	-32
建 設 業		30	45	6	16	4	6	3	110	3 123	-3 -13
木造家屋等 建築工事業		2	7	1	2		1	1	14	20	-6
運 輸 交 通 業		18	92	6	1 52	4	4	1	1 177	5 226	-4 -49
道路貨物運送業		14	89	6	50	3	4	1	167	5 214	-5 -47
林 業			1	2		1 1			1 4	7	1 -3
小 売 業		37	77	14	27	11	4	3	173	1 149	-1 24
社会福祉施設		31	43	13	17	5	4		113	105	8
接 客 娛 楽 業		15	25	4	14	1 21	1	16	1 96	1 105	-9
飲 食 店		10	13	3	9	3		1	39	57	-18
上記以外の事業		1 74	1 149	14	47	16	15	17	2 332	1 337	1 -5
清掃・と畜業		9	30	4	7	4	2	3	59	1 63	-1 -4
計		1 281	3 593	1 87	2 307	2 76	61	43	7 1,448	12 1,533	-5 -85
前 年 同 期		2 293	2 605	1 93	3 353	2 83	2 54	2 52	12 1,533		
増 減		-1 -12	1 -12	-1 -6	-2 -46	-7	-2 7	-9	-5 -85		

災害の種類別

災害の種類別・署別	高崎	前橋	桐生	太田	沼田	藤岡	中之条	群馬局計	前年同期	増減
墜落・転落	1 29	1 100	13	37	1 11	6	7	3 203	5 241	-2 -38
転 倒	98	155	26	80	23	18	16	416	383	33
はさまれ・ 巻き込まれ	38	63	10	40	8	9	2	170	171	-1
切れ・こすれ	11	43	5	21	7	4	1	92	103	-11
動作の反動・ 無理な動作	32	93	16	51	10	9	8	219	254	-35
起 因 物 別										
建 設 機 械 等	2	12		3		1	2	20	11	9
食品加工用機械	1	19		2		1	1	24	26	-2
ト ラ ッ ク	11	46	4	25		2	3	91	3 124	-3 -33
外 国 人 の 災 害	16	60	6	53	6	3	1	145	141	4
建設公共工事の災害	4	5	1	2	1	2	1	16	20	-4

注1 この表は、死亡及び休業4日以上労働者死傷病報告を集計しています。

2 各項目の下欄は死傷者数合計、上欄は死亡者数で下欄の数の内数です。

3 下の表は災害の種類別で、特に項目を設定して集計しています。

4 新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除いたもの。

【陸上貨物運送事業における第14次労働災害防止推進計画（抜粋）】

※「陸上貨物運送事業」とは、道路貨物運送業及び陸上貨物取扱業を総称したもの。

1 計画の目標

群馬労働局、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、以下の各指標を定め、計画期間内に達成することを目指す。

2 計画期間 2023年度から2027年度までの5か年

3 全業種に係るアウトプット指標

- (1)労働者の作業行動に起因する労働災害防止の推進
- (2)高年齢者の労働災害防止対策の推進
- (3)多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- (4)労働者の健康確保対策の推進

陸上貨物運送事業における具体的取組

（ア）労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（H25.3.25付け、基発0325第1号、R5.3.28付け基発0328第5号改正）に基づく安全衛生管理体制の確立、墜落・転落災害や転倒災害等の防止措置、保護帽等の着用、安全衛生教育の実施等、荷主も含めた荷役作業における安全対策に取り組む。
- 「職場における腰痛予防対策指針」（H25.6.18付け、基発0618第1号）を参考に作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。
- 非正規雇用者も含めた全ての労働者への雇入れ時等における安全衛生教育の実施を徹底する。
- 「高年齢者の労働災害防止のための指針」（R8.2.10付け、高年齢者の労働災害防止のための指針公示第1号）に基づき、高年齢者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進める。

（イ）（ア）の達成に向けて群馬労働局等が取り組むこと

- 陸上貨物運送事業における死傷災害の約7割が荷役作業時に発生しており、荷役作業時におけるトラックからの墜落・転落災害が多数発生していることから、トラックからの荷の積み卸し作業に係る墜落・転落防止対策の充実強化を図る。
- 陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害の多くが荷主事業者の敷地等において発生している実態等に対応するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の検討結果を踏まえ荷主事業者対策に取り組む。
- 労働災害防止団体と連携を図りながら、陸上貨物運送事業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）に対して、荷役作業における安全ガイドラインの周知徹底を図るとともに、荷役作業の実態を踏まえ、荷役作業に用いる機械等の安全な使用方法を周知する。
- 効果的な腰痛の予防対策を行うために、腰痛の発生が比較的多い重量物取扱い作業等について、事業者や研究者の協力を得つつ発生要因をより詳細に分析し、効果が見込まれ、かつ実行性がある対策を検討する。あわせて、効果が得られた対策について積極的に周知・普及を図る。